

施設等利用給付認定申請手続きのご案内

「子ども・子育て支援法」の改正により、令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が実施されています。

そのうち、認可外保育施設等や認定こども園等の一時預かり（幼稚園型・一般型）の利用料について無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定申請を行い、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

(1) 施設等利用給付認定申請について

①申請の対象者
<ul style="list-style-type: none">・無償化の対象となる認可外保育施設や一時預かり（一般型）、病児保育等を利用している方・認定こども園等の教育標準時間（1号認定）と一時預かり（幼稚園型）を利用している方
②認定の要件
<ul style="list-style-type: none">・3～5歳児で、福崎町に住民登録があり、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する方（＝新2号認定）・0～2歳児で、福崎町に住民登録があり、保護者が「保育を必要とする事由」に該当しており、市町村民税非課税世帯の方（＝新3号認定）
③手続き
<ul style="list-style-type: none">・下記の提出書類一式を福崎町教育委員会に提出して下さい。・提出時にマイナンバーの番号確認及び本人確認を行います。個人番号（通知）カード及び運転免許証等の本人確認書類をお持ち下さい。（※1）・申請の締め切りは施設・事業の利用を開始する前日までです。（前日が土・日・祝日の場合は前開庁日まで）
④提出書類
<ul style="list-style-type: none">(1)子どものための施設等利用給付認定申請書（申込児童1名につき1部必要です。）(2)保育を必要とする事由に応じた添付書類（※2）(3)個人番号申告書(4)0～2歳児について 転入してこられた場合は前年度分及び当該年度分の市町村民税課税証明書が必要になる場合があります。
⑤その他
<ul style="list-style-type: none">・施設等利用給付の認定を受けずに認可外保育施設等や一時預かり（幼稚園型・一般型）を利用した場合の利用料は、無償化の対象とならず保護者の方の負担となります。・認定開始日を申請日より前に遡及することはできません。・保育の必要性の認定は毎年行います。認定を受けている方については、毎年10月～11月頃手続きの案内をする予定です。・世帯の状況や保育を必要とする事由に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。・申請内容に虚偽等があった等、遡って利用料を請求する場合があります。

(※1) 個人番号確認及び本人確認（身元確認）について

■申請保護者本人が申請書を提出する場合に提示が必要なもの

- ・申請保護者本人の番号確認書類
- ・申請保護者本人の身元確認書類

■代理人（申請保護者以外）が申請書を提出する場合に提示が必要なもの

- ・申請保護者本人の番号確認書類
 - ・代理人の身元確認書類
- 〈番号確認書類〉（下記のいずれか1点）
- ・個人番号カード（身元確認もあわせて行えるため、身元確認書類は提示不要）
 - ・マイナンバー通知カード
 - ・マイナンバー記載の住民票の写し

〈身元確認書類〉

1点でよいもの

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付のもの）、療育手帳、
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード又は特別永住者証明書等

2点必要なもの

各種健康保険被保険者証、各種共済組合の組合証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、
特別児童扶養手当証書等

(※2) 保育を必要とする事由に応じた添付書類

父・母両方の証明が必要です。（父子・母子家庭の場合は父もしくは母の証明）

☆マークがついている書類は、福崎町所定の様式があります。

保育を必要とする事由	必要な提出書類等（①・②と記載があるものは両方）
就労 (月 48 時間以上)	就労証明書☆ (勤務先で証明を受けて下さい)
自営業での就労 (月 48 時間以上)	①就労証明書☆ ②自営の証明書類の写し(確定申告書、開業届等)
内職	内職証明書☆
妊娠・出産	母子健康手帳の写し (氏名及び出産予定日が記載されているページ) ※認定期間は出産予定月の前後 2 ヶ月間以内
保護者の疾病・障害	◎障害により下記の手帳の交付を受けている方 身体障害者手帳 (1、2 級)、療育手帳 (A、B1) 精神障害者保健福祉手帳 (1、2 級) の写し ◎上記に該当しない方 診断書☆
病人等の看護・介護	①身体障害者手帳 (1、2 級)、療育手帳 (A、B1) 精神障害者保健福祉手帳 (1、2 級) の写し 介護保険被保険者証の写し、診断書の写し等 ②介護・看護状況申告書☆

通学	①在学証明書(入学予定の場合は合格通知等) ②在学期間及び時間割がわかる書類
求職活動	就労内容・求職活動に係る誓約書☆ ※認定期間は3ヶ月
家庭の災害	罹災証明書

(2) 施設等利用費の請求について

- ・原則、利用料は一旦各施設にお支払い頂きます。
(施設によって利用料の支払が不要の場合がありますので、施設にお問い合わせください。)
- ・施設等利用費請求書に利用施設から発行される領収証と提供証明書を添付し、福崎町教育委員会に請求して下さい。
- ・入園料や教材費・給食費等の実費については、無償化の対象外となります。
詳しくは、直接利用施設にご確認ください。
- ・利用料について、国が定める上限額(※3)の範囲で給付します。(超過額がある場合は、保護者の方の負担となります。)

(※3) 国が定める上限額

- ・認可外保育施設等
月額 37,000 円まで無償化
(0～2 歳児クラスまでの市町村民税非課税世帯の子どもは月額 42,000 円まで無償化)
※認可外保育施設等を複数利用している場合、それら利用料を合算した上限となります。
- ・一時預かり (幼稚園型)
利用日数に応じて 1 日あたり 450 円、月額 11,300 円を上限に無償化